

新テロ特措法制定ではなくアフガン問題の政治的解決に
転換を求める意見書

テロ特措法が 1 1 月 2 日の失効し、インド洋で米艦船などに給油支援活動を行っていた海上自衛隊が撤退することになりました。海外に派兵された自衛隊が任務途中で撤退するのは、日米安保体制のもとでは初めてのことです。

これは参院選での国民の審判によって参議院で野党が多数を占めた反映です。政府は、この国民の審判に応え、戦争支援の給油活動の継続ではなく、アフガン問題の政治的解決のために外交とテロ根絶への民生支援に政策転換すべきです。

ところが政府は「人道支援や復興支援によって治安・テロ対策は代替できない。」言い、あくまでも米艦船などへの給油活動を継続するための新テロ特措法の成立に固執しています。

しかも政府は、アフガニスタン上空を空爆する米艦船であっても海上阻止活動を任務としていれば給油は「問題ない」という態度です。

これは、武力行使と一体化した給油活動を容認するものであり、明白な憲法違反です。アフガンのこの 6 年間の実態は、戦争でテロをなくすことは出来ないし、問題解決することも出来ないことを示しています。

よって、政府は従来の政策を転換し、以下のことを進めるべきです。

記

- 1 . 戦争支援が目的でアフガン情勢の安定にもテロ根絶にも有害な新テロ特措法案は、撤回すること。
- 2 . 戦争支援を止め、アフガニスタンの平和と和解のプロセスを後押しする外交に力を注ぐこと。
- 3 . 医療や教育、産業復興など民生支援を中心に支援を進めること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣 防衛大臣